

第198回国会（常会）内閣提出予定法律案件名・要旨（新規）

公正取引委員会 総計 1件（うち※ 0件，その他 1件）

| 予算 関連 | 件 名 | 要 旨 | 国会提出 予定時期 |
|----------|-----------------------------------|---|--------------|
| | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 | 公正取引委員会の機能を強化し、不当な取引制限等の一層の抑止を図るため、新たに事業者が公正取引委員会との合意により事件の解明に資する資料の提出等をした場合に課徴金の額を減額することができる制度を設けるとともに、課徴金の算定方法について算定基礎額の追加、算定期間の延長等を行うほか、検査妨害等の罪に対する罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずる。 | 3月上旬 |

現状の課題

現行の課徴金制度が一律かつ画一的に算定・賦課するものであるため、

- 事業者が公正取引委員会の調査に協力した度合いにかかわらず一律の減算率となる
- 違反行為の実態に応じて適切な課徴金を課すことができない

見直しの概要

課徴金減免制度

- ✓ 申請順位に応じた減免率に、事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加
- ✓ 事業者による協力の内容と公正取引委員会による減算率の付加について両者間で協議を行う手続を整備
- ✓ 全ての調査対象事業者に調査協力インセンティブを付与するため、申請者数の上限を撤廃

算定基礎

- ✓ 談合金を受け取ること等により不当利得が生じている場合について課徴金の算定基礎を規定
- ✓ 算定期間は調査開始の10年前まで遡れるようにするとともに、除斥期間を7年に延長

算定率

- ✓ 中小企業算定率：実質的な中小企業又は中小企業グループに属する事業者を対象
- ✓ 業種別算定率：廃止（基本算定率に一本化）
- ✓ 違反事業者間で証拠の隠蔽の求めなどがあつた場合は、割増算定率を適用

その他

- ✓ 検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ 等

見直しの効果

- 事業者と公正取引委員会が、対立した関係ではなく、同じ方向を向いて協力して独占禁止法違反行為を排除
- 複雑な経済環境に応じた必要十分な課徴金の賦課の実現による独占禁止法違反行為に対する抑止力向上

公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進